

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所執行官室（078-341-2130）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月22日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 栗 田 哲 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 7日から 令和 8年 1月14日まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月20日 午前10時00分 場 所 神戸地方裁判所売却場(1階)
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月10日 午後 2時00分 場 所 神戸地方裁判所第3民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

[illegible]

物 件 目 録

1 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後

地 番 909番2

地 目 宅地

地 積 280.99平方メートル

所有者 明植自動車株式会社

2 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後909番地2

家屋 番号 909番2

種 類 店舗・事務所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高床式平家建

床 面 積 125.06平方メートル

所有者 Meishoku Automobile株式会社

(民法389条による一括競売物件)



物 件 明 細 書

令和 7年10月17日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 栗 田 哲 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

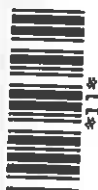
【物件番号1】

- ・売却対象外の土地(地番905番4)を通行のため利用している。
- ・本件土地の一部は、売却対象外の土地(地番904番2及び地番905番4)への通行のため無償で利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後
地 番 909番2
地 目 宅地
地 積 280.99平方メートル

所有者 明植自動車株式会社

- 2 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後909番地2
家屋 番号 909番2
種 類 店舗・事務所
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高床式平家建
床 面 積 125.06平方メートル

所有者 Meishoku Automobile株式会社

(民法389条による一括競売物件)



令和7年(ケ)第30027号
令和7年9月1日受理
令和7年9月18日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所
執行官 黒木 浩 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後

地 番 909番2

地 目 宅地

地 積 280.99平方メートル

所有者 明植自動車株式会社

2 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後909番地2

家屋 番号 909番2

種 類 店舗・事務所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高床式平家建

床 面 積 125.06平方メートル

所有者 Meishoku Automobile株式会社

(民法389条による一括競売物件)



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	神戸市西区伊川谷町潤和904番地の2			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(Meishoku Automobile株式会社) 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☒ 占有者の占有権原は賃貸借			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者() 上記の者が本建物を 店舗・事務所 として使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件2建物所有者代表者立会いのうえで立入調査を行ったところ、本件建物等の状況は添付の写真に示すとおりであった。経年による劣化のほか目視により確認した限りでは、特筆すべき汚損や破損は見受けられなかった。

- 1 物件1土地の形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりと思われる。東側道路と接する部分は、建物図面の縮尺を正しいとするとやや距離が足りないが、図面の精度の問題であり、現況の間口どおりであると思われる。
- 2 物件1土地の西側の境界は、物件2建物の南西側にあるブロックを伸ばした線上にあると思われる（写真③の赤線）。
同所を境界としてブロック塀等で区切られた範囲を概測したところ、概ね公簿面積と一致した。
- 3 物件2建物の出入口は西側にあるが、出入口の前（西側の土地（地番905番4））は、件外地である。
- 4 物件1土地の西側に物件2建物所有者代表者の自宅（下記記載の土地建物）がある。物件1土地は自宅に通じる唯一の通路として使用されており、物件1土地が売却されると自宅は袋地になり、囲繞地通行権の問題が生じる。

記

- ① 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後
地 番 904番2
地 目 宅地
地 積 396.70平方メートル
 - ② 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後 904番地2
家屋番号 904番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺3階建
床 面 積 1階 123.28平方メートル
2階 69.07平方メートル
3階 39.55平方メートル
- 5 上記4の自宅建物への電気供給は、物件1土地に埋設された電線から、ガス、水道も同地に埋設されている管から供給されているようである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

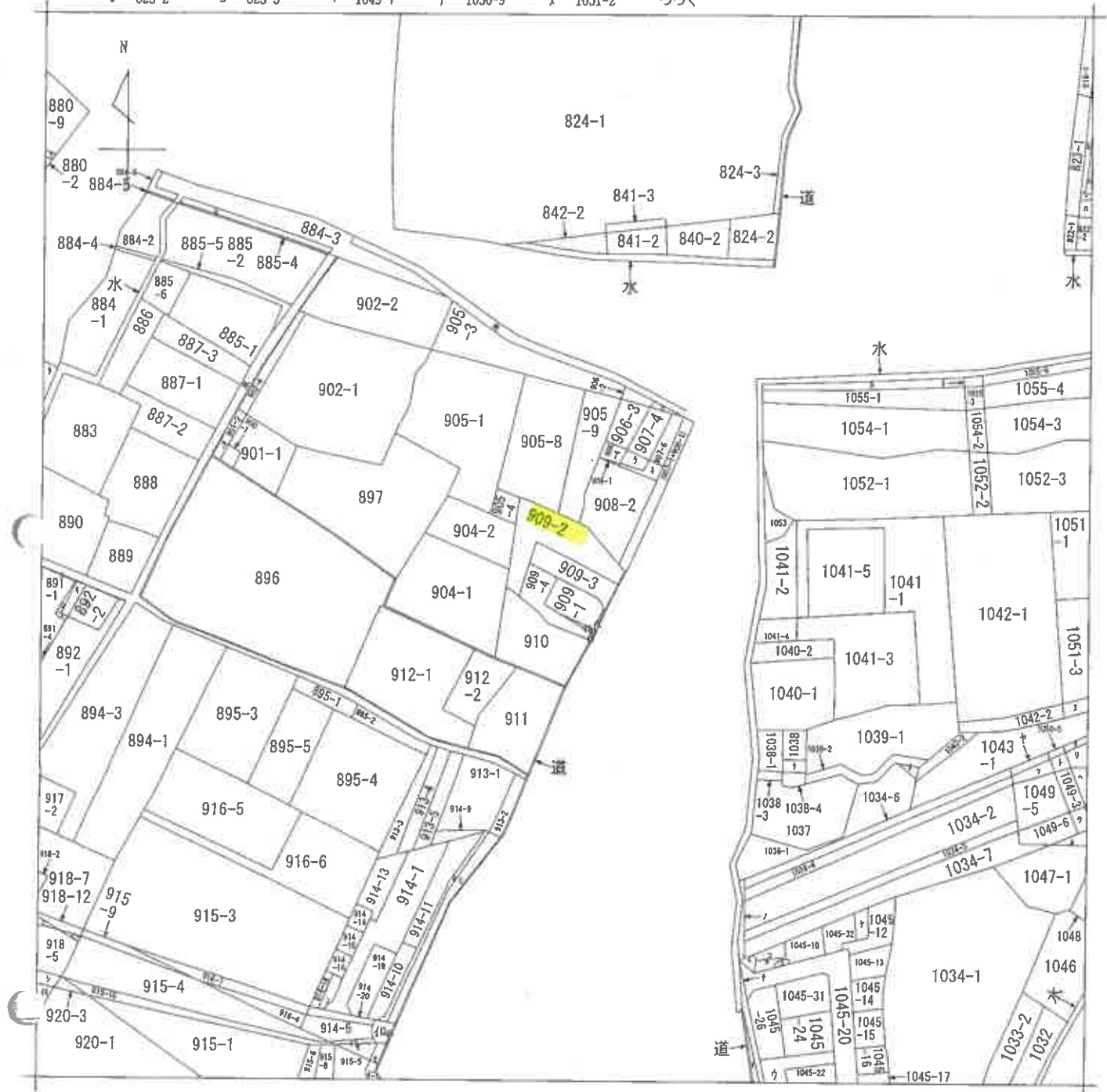
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 物件2建物所有者 代表者	1 物件2建物は、Meishoku Automobile株式会社の店舗・事務所として使用しています。 2 物件2建物の下に停まっている車は修理待ちの顧客の車等です。駐車場として第三者に貸してはいません。 3 物件1土地の所有者の明植自動車株式会社は親族が代表を務める会社です。地代として、毎月7万円を支払っていて経費計上しています 4 物件2建物の入口の前の土地（地番905番4）は私の所有地で件外地です。現況の建物の構造では、出入りするためには同地を通る必要があります。建物のほかの位置に出入口を作るとは難しいと思います。建物を購入された方が、地番905番4を通行することについては何らかの話し合いが必要だと思っています。 5 物件1土地の形状は、概ね建物図面のとおりにと思います。 6 建物図面の縮尺が正しいとすると、東側の道と接する部分の距離が合わないようですが、隣地の方と境界で争いはなく、現況の占有範囲が物件1土地だと思います。 7 地番904番2上の建物は私の自宅です。住居へ出入りするためには物件1土地を通行する必要があります。物件1土地が売却されると袋地になってしまいます。 8 物件1土地の東側に電柱がありますが、私の自宅への電気の供給は物件1土地に埋設されている電線から取っています。ガス管と水道管も埋設されています。計量は個別にしています。 9 物件1土地の西側の境界は、物件2建物の西側のブロックを南に延長した箇所です（写真③の赤線）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

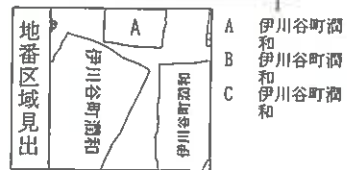
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年9月2日 (火) 10:05-10:50	神戸地方法務局 明石支局	公図等図面及び登記事項証明書交付申請
7年9月2日 (火) 11:15-11:25	物件所在地	目的物件確認、物件2建物所有者代表者から事情聴取、同人に立入調査期日通知書手交、道路部分等調査
7年9月12日 (金) 9:40-10:20	物件所在地	立入調査、物件2建物所有者代表者立会、道路部分等調査、写真撮影等
7年9月16日 (火) 10:03-10:08	執務室	物件2建物所有者代表者から事情聴取 (電話・発信)
7年9月16日 (火) 12:10-12:35	神戸地方法務局 明石支局	登記事項証明書等交付申請
(特記事項) ■ 令和7年9月12日 評価人帯同		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 818-6 ハ 823-3 ヘ 823-7 ト 1050-6 ニ 1050-10 ホ 1049-1
 ヲ 823-2 ヒ 823-5 セ 1049-7 テ 1050-9 ヘ 1051-2 ツ 1049-1



本図面はA3版をA4版
に縮小したものである



請求部	所在	神戸市西区伊川谷町潤和字堂後				地番	909番2			
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

7 1049-2
 ワ 1049-4
 カ 1055-2
 コ 1055-5
 タ 882
 レ 885-7
 ソ 880-4
 ツ 900-2
 ネ 907-2
 ナ 907-3
 ラ 907-5
 ム 道
 リ 1045-23
 ノ 1034-8
 オ 1036-2
 ク 1038-2
 ケ 1050-7
 マ 1050-8
 グ 1045-11
 フ 1034-3
 コ 1045-1
 エ 1045-29
 テ 1045-27
 ア 1045-28
 サ 1045-30
 キ 891-5
 ュ 891-6
 ミ 891-7
 シ 918-8
 ヒ 918-9
 モ 914-2
 セ 914-4
 ス 914-6
 ソ 914-12
 イ 914-17
 ヨ 914-21
 ハ 914-22
 ニ 914-23
 ホ 915-2
 ケ 918-1
 コ 918-3
 サ 918-5
 シ 909-8
 ソ 909-7
 タ 909-6

本図面は A 3 版を A 4 版
 に縮小したものである

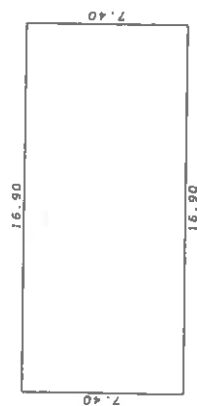
登記年月日：平成28年8月22日

各 階 平 面 図

家 屋 番 号 909番2

建 物 各 階 平 面 図

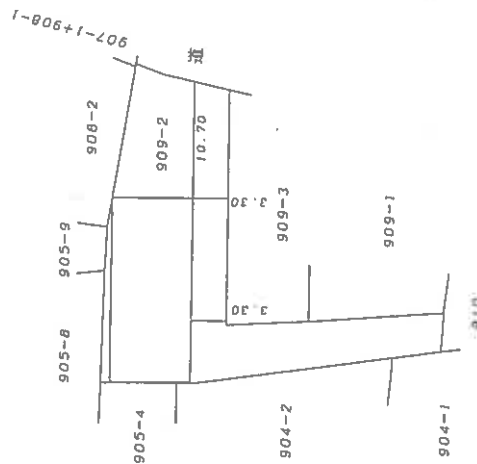
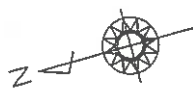
建物の所在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後909番地2



求積表

$16.90 \times 7.40 = 125.06000$

床面積 125.06 m²



本図面はA3版をA4版に縮小したものである

作 製 者

(平成28年 8 月 5 日作成)

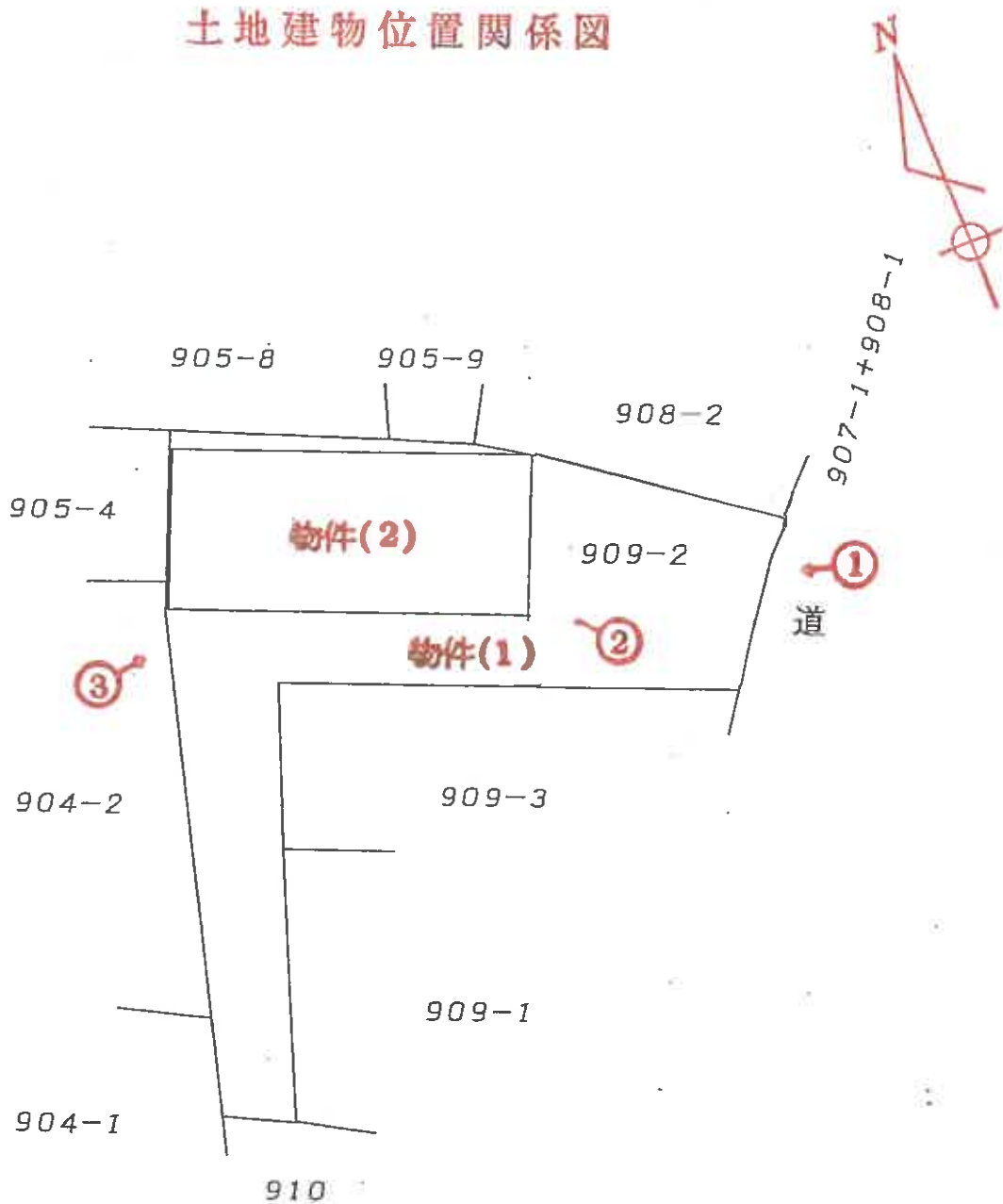
縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

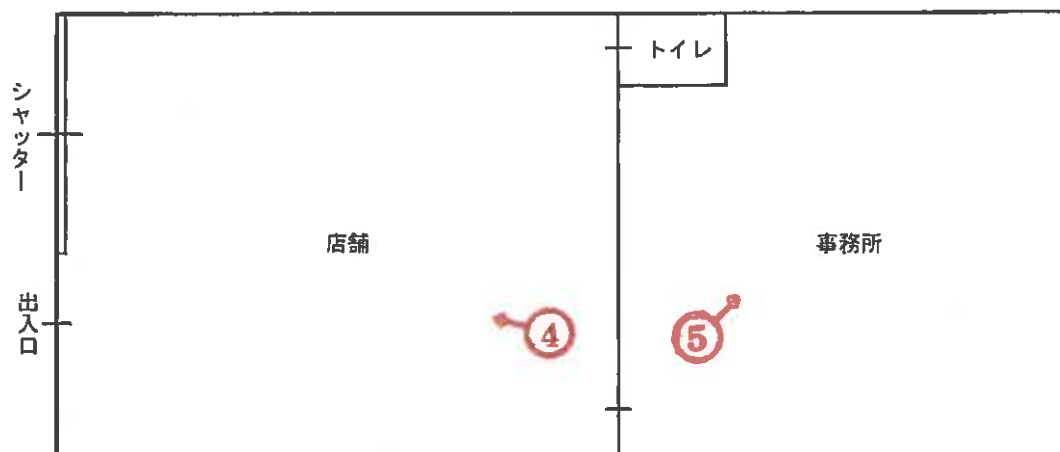
(加印製図)

土地建物位置関係図



(○は写真番号および撮影位置・方向)

建物間取図



(→○は写真番号および撮影位置・方向)



①



②



③



④



⑤

令和 7 年 (ケ) 第 30027 号
令和 7 年 9 月 12 日 現地調査
令和 7 年 10 月 2 日 評 価

神戸地方裁判所
第三民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

松崎 庄二

第1 評価額

一 括 価 格	
金12,140,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金6,320,000円
物件2(建物)	金5,820,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民法389条）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項			
	物件1土地は、目的外土地904番2、905番4と一体となっており、物件1土地上には物件2建物、目的外土地904番2上には目的外建物家屋番号904番2が存する。出入口は東側市道からのみであり、物件1土地が売却されると目的外土地904番2、905番4は袋地となる。また、物件2建物への出入りには目的外土地905番4を通らざるを得ない配置となっている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 線 明石駅の北方 約2.9 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	一般住宅、作業所等が混在する住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 防火指定なし 第5種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模 280.99 m ² の 不整形地	
接面道路の状況	東側 約3m市道 （建築基準法第42条2項道路）	
土地の利用状況等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	- 物件1土地には目的外建物家屋番号904番2へ電気、水道、ガスを供給するための電線、水道管、ガス管が埋設されている。 - 東側間口の幅が建物図面を概測した数量よりやや狭い。所有者に聴取したところ隣地と境界等について争いはないとのことであり詳細は不明である。 - 物件1土地は埋蔵文化財包蔵地である新方遺跡に含まれている。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成19年12月日 不詳新築 経過年数 18 年程度 経済的残存耐用年数 15 年程度
仕 様	構 造 : 鉄骨造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : 亜鉛メッキ鋼板貼 内 壁 : パネル、クロス、裸地等 天 井 : ボード・裸地等 床 : フローリング等 設 備 : 特にない その他 : 特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 店舗・事務所 間 取 り： 附属資料建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・高床式となっており床下部分は駐車場として利用されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	55,100	0.72	280.99	0.90	10,030,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（神戸西-32）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $51,100 \times 100/100 \times 100/103 \times 100/90 \div 55,100$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：方位等 (1.03)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/90 \times 100/100 \div 100/90$

イ 個別格差：形状劣る、目的外土地と一体化、要セットバック、方位優る等 (0.72)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	136,000	125.06	0.43	7,310,000

ウ 現価率

経過年数18年、経済的残存耐用年数15年、経済的全耐用年数33年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)}
 $\times (1 - \text{観察減価} 0.1) \div 0.43$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土 地 利 用 権 等 割 合 イ		土 地 利 用 権 等 価 格 (円) ア×イ
1	10,030,000	0.10	敷地占有利益	1,000,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,030,000	-1,000,000		1.00	0.70	6,320,000
2	7,310,000	+1,000,000	1.00	1.00	0.70	5,820,000
一 括 価 格 (合 計)						12,140,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (神戸西-32)
所 在 : 神戸市西区玉津町西河原字村中145番1外
価 格 : 51,100円/㎡
位 置 : JR線「明石」駅より道路距離2.5km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 320㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南側幅員3m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の他に農地等が見られる住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和7年度)
物件1 : 15,606,184円
物件2 : 7,000,100円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物間取図
- 5 現況写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後

地 番 909番2

地 目 宅地

地 積 280.99平方メートル

所有者 明植自動車株式会社

2 所 在 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後909番地2

家屋 番号 909番2

種 類 店舗・事務所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき高床式平家建

床 面 積 125.06平方メートル

所有者 Meishoku Automobile株式会社

(民法389条による一括競売物件)





※ 国土地理院地図データを基に加筆、作成した。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A B C

伊川谷町
和歌山市
和歌山県

伊川谷町道
和歌山線

伊川谷駅

地番区域見出

請 求 部 分	所 在	神戸市西区伊川谷町潤和字堂後			地 番	909番2	
出 力 尺	縮尺不明	精 度 分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)		種 類	旧土地台帳附属地図
					補 事	記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した図面である
(補事は別紙)

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(神戸地方法務局明石支局筆跡)

令和7年6月25日
神戸地方法務局

請求番号：27-1
(1/2)

登記官

縮版図

登記年月日：平成28年8月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(神戸地方方法務局明石支局管轄)

令和7年6月25日

神戸地方方法務局

登記官

縮版図

請求番号：27-2

各階平面図

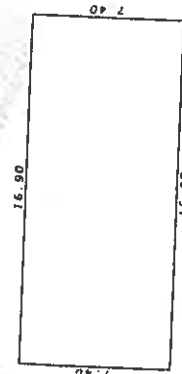
家屋番号 909番2

建物の所在

神戸市西区伊川谷町洞和字堂後909番地2

建物図面図名

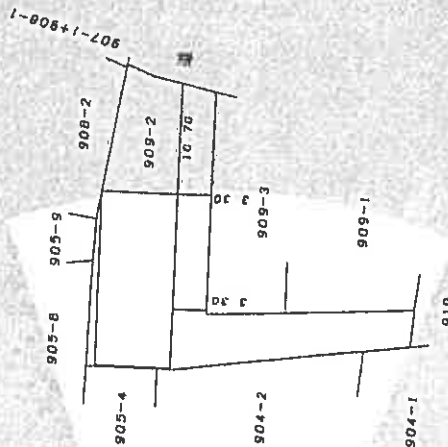
建物図面写



求積率

$$16.90 \times 7.40 = 125.06000$$

床面積 125.06 m²



作製者

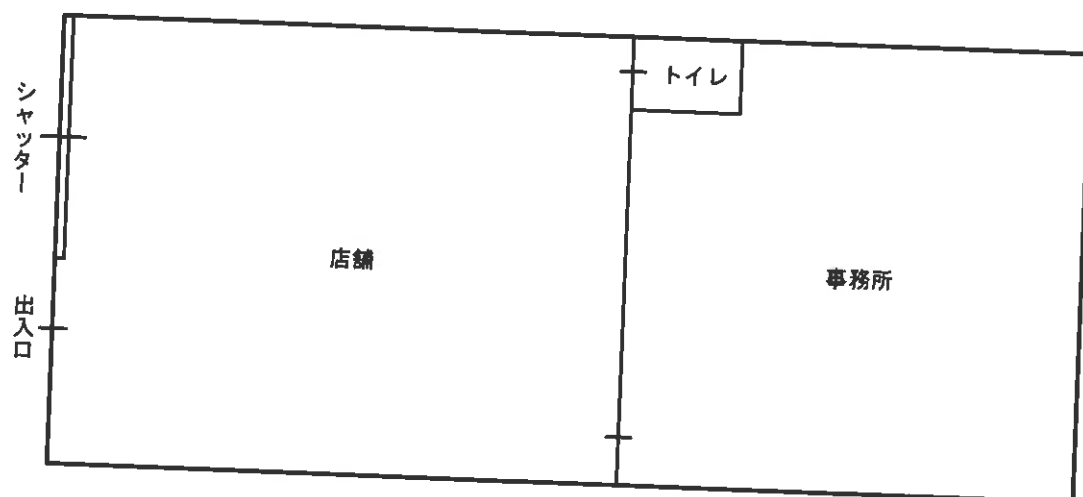
縮尺 1/250

(平成28年8月5日作製)

申請人

縮尺 1/500

建物間取図



付 属 資 料

参 考 写 真

